

商 品 名	大川しんきん教育ローン（教育プラン）
ご利用いただけるお客様	・お借入時の年齢が満 20 歳以上の個人。 ・当金庫の会員もしくは、会員の資格を有する方。 ・安定継続した収入がある方。 a. 派遣社員・パート等の非正規社員は安定継続した収入があると認められる場合に限り可とします。安定継続した収入があるかどうか判断が難しい場合は、年収が 150 万円以上または年収が 90 万円以上で家族と同居を判断の目安とします。 b. 年金受給者の場合は、当金庫に年金受取口座があり直前の受取実績がある場合は可とします。ただし、年金担保借入がある場合は不可となります。 ・一般社団法人しんきん保証基金（以下基金という）の保証が得られる方。
お使いみち	申込みご本人または子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金。 ※①および②は、申込日時時点で支払日から 3 ヶ月以内のものに限り支払済資金も可。 ①就学する学校等への 1 年分の納付金。 ※「学校等」とは、国内・海外を問わず学校(教育施設)と称されるもの。 ※「納付金」には、寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含む。 ②就学にかかる 1 年分の付帯費用。(100 万円以内。) ※「付帯費用」とは、受験費用、向こう 1 年分の教材費、下宿費用(敷金・礼金・家賃)、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等。 ③申込ご本人が①または②を使途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社(消費者金融は除く)から借入れたローンの借換資金(基金保証付教育カードローンは除く)および借換に伴う繰上完済にかかる手数料。(①または②と合わせたお申込みに限ります。)
ご融資限度額	・1,000 万円以内。(1 万円単位。)
ご利用期間	・16 年以内。(16 年目の応答日の属する月の月末まで可。)
ご融資利率	別途、当金庫の定める所定の利率を適用させていただきます。なお、ご融資利率については、窓口にお問い合わせ下さい。 【保証会社保証料について】 保証料はご融資利率に含まれます。 ※保証料は、ご融資金額・ご融資期間・プランにより異なりますので、窓口にお問合せください。 【ご留意事項】 毎月のご返済が約定日より遅延された場合、遅延された約定返済元金に対して、延滞損害金がかかります。
ご返済方法	・元金均等毎月返済もしくは元利均等毎月返済。(ご融資金額の 50%以内で半年毎の増額返済併用もできます。)※元金返済据置期間は卒業予定月まで可能です。
保証人・担保	保証会社の保証をご利用いただきますので、保証人・担保は不要です。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部法務課(9 時～17 時、電話：0944-86-6930)にお申出ください。また、当金庫のほかに、(一社)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」でも苦情等のお申し出を受け付けています。(9 時～17 時、電話：03-3517-5825) 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話：092-741-3208)、北九州法律センター(電話：093-561-0360)久留米センター(電話：0942-30-0144)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部法務課または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話：03-3517-5825)にお申出ください。
その他	・お取扱は当金庫本支店のいずれか一店舗でのご利用となります。

※ 当金庫および保証会社の審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。返済額試算をご希望の場合、店頭窓口でお問い合わせ下さい。

※ 金融情勢等に変更があった場合は、適用金利が変更になる場合がございますので、あらかじめご了承ください。